

令和元年10月から！

幼児教育・保育の無償化が始まります！

問 市 保育幼稚園課 (山東庁舎) ☎55-8134 FAX 55-4040

10月から幼児教育・保育の無償化がスタートします。ただし、実費で徴収される費用(通園バス代、給食費、行事費等)は、無償化の対象外です。

無償化の対象者

認可保育所、幼稚園、認定こども園を利用し、次の要件に当てはまる子ども。

- ・3歳～5歳※1の子ども
- ・満3歳で、幼稚園・認定こども園短時部を利用する子ども
- ・0歳～2歳※1で、住民税非課税世帯

なお、認可保育所や幼稚園、認定こども園を利用していない子どもでも、保育の必要性が認定されると、一部の保育サービスの利用料が一定金額まで無償となります。

※1 当該年度4月1日現在の年齢

無償化の範囲

利用する施設・サービス (公立・私立)	保育の必要性の認定※2	
	無し	有り
幼稚園(新制度移行済)、 認定こども園短時部	無償 (預かり保育は対象外)	無償 (預かり保育※3は月額11,300円※4まで無償)
幼稚園(新制度未移行)	月額25,700円まで無償	月額25,700円まで無償 (預かり保育※3は月額11,300円※4まで無償)
認可保育所、認定こども園長時部、 地域型保育事業	—	無償※5
企業主導型保育事業施設	—	利用者負担相当分まで無償
認可外保育施設、一時預かり事業、 病児保育事業、 ファミリー・サポート・センター事業	対象外	月額37,000円※4まで無償 (他の認可外保育施設等との併用可)

※2 保護者からの申請に基づき、就労等の事由により保育を必要とする状況を市が確認し、認定します。

※3 11,300円と日額単価450円×利用日数を比較して、低い方の額が無償化の月額上限額になります。

※4 3歳以上の子どもが利用した場合の無償化上限額です。

3歳未満で住民税非課税世帯の場合は、それぞれの金額に5,000円を加えた額が無償化の上限額です。

※5 認可保育所や認定こども園長時部等の利用者は、一時預かり事業や病児保育事業等を利用しても無償化の対象となりません。また、延長保育の利用料も無償化の対象外です。

無償化に伴う副食費の見直しについて

保育所、認定こども園長時部では副食費(おかず、おやつ代)も保育料に含まれていましたが、幼児教育・保育の無償化に伴い、今後は実費負担となります。なお、幼稚園、認定こども園短時部の給食費は引き続き実費負担です。

ただし、年収360万円未満の世帯や、第3子以降※6の副食費については無償となります。

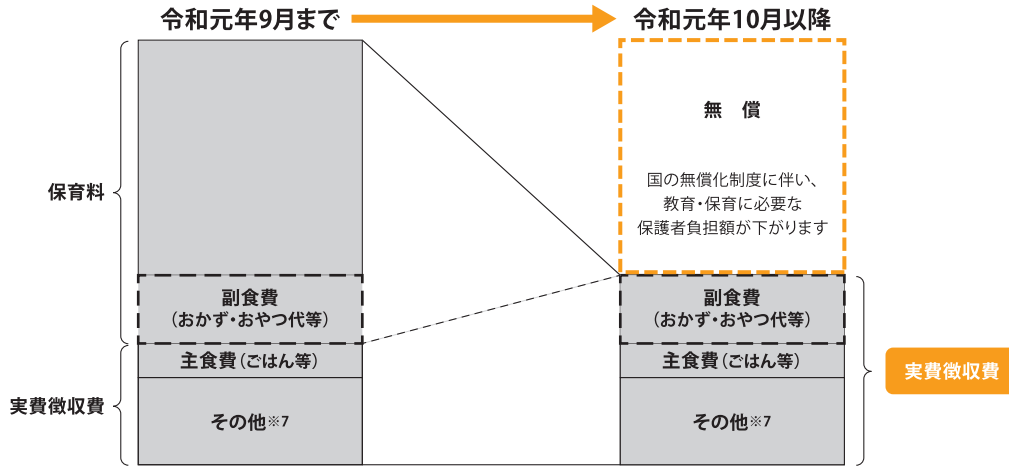
		無償化前	無償化後
保育所、認定こども園長時部	主食	実費負担	実費負担
	副食	保育料に含む	実費負担

※6 第3子の取り扱いについては国の制度によります。詳しくは保育幼稚園課までお問い合わせください。

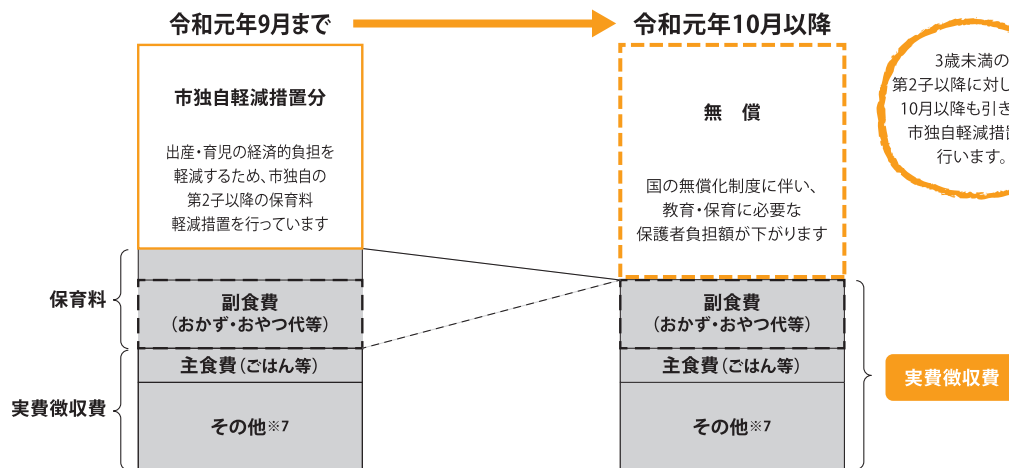


無償化のイメージ

例1 保育所、認定こども園長時部を利用する**3歳以上の子ども(第1子)**の保育料と実費徴収費



例2 保育所、認定こども園長時部を利用する**3歳以上の子ども(第2子以降)**の保育料と実費徴収費



※7 新学期用品代、PTA会費(保護者会費)、保険代のほか、必要に応じて絵本代や遠足代、通園バス代等の費用を含む場合があります。



Q&A コーナー

Q1 10月からの無償化には、何か手続きは必要?

A1 現在幼稚園や保育所、認定こども園を利用している場合は、手続き不要です。自動的に10月から保育料が無償になります。
これらの施設を利用していない場合、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

Q2 一時預かりや病児保育も無償になるの?

A2 無償化の対象は、市から保育の必要性の認定を受け、かつ保育所や認定こども園長時部を利用していない子どもに限ります。全ての利用者が無償化の対象とはなりません。

Q3 保育の必要性の認定って?

A3 1月48時間以上の就労、産前2カ月産後6カ月の期間、病気やけが等の12項目を基準として、書類審査や聞き取りにより、市が認定するものです。

Q4 副食費が実費負担に変わることによって経済的な負担が増えるのでは?(保育所や認定こども園長時部利用の場合)

A4 これまで副食費は保育料に含まれていたため、実質的には保護者に負担していただいていたため、今回の無償化により、実費負担に変わっても、保護者の全体的な費用負担額は減少します。